

2026年版

行政書士

過去問

マスター

DX

デラックス

東京法経学院

㊦ 〈公益社団法人 日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp/> 電話：03-6809-1281〉

## はしがき

資格試験の学習において、過去問の重要性はいうまでもありません。どういうところが問われるのか、どの部分を学習しておけばよいのか教えてくれる唯一の素材であり、学習を進めていくにあたり有用な指針となるものです。特に近年の問題を分析して出題傾向を知っておくことは合格のために必須といえます。

本書は、令和3年度から令和7年度までの過去5年分の本試験問題を体系別に収録した行政書士試験の過去問集です（法改正等の関係で未掲載のものもあります）。配点の高い、多肢選択式・記述式につきましては平成18年度以降の問題（過去20年分）を掲載しております（法改正等の関係で未掲載のものもあります）。

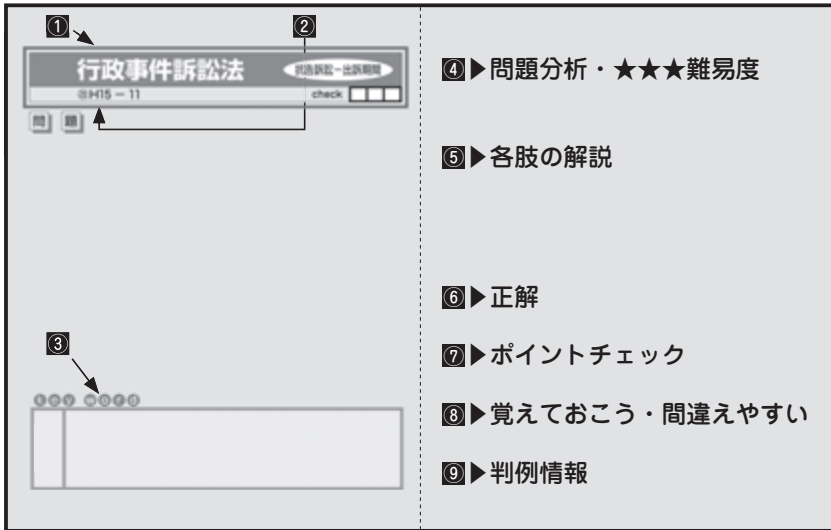
なお、各問題は最近の改正法令により問題をアレンジし、解説してあります。

本書を利用されるすべての受験生が、本試験において合格を果たされることを祈願いたします。

2026年5月

東京法経学院 編集部

# 本書の見方・使い方



本書は、本試験の問題を法令ごとに項目別に分類し、掲載しています。左（偶数）ページに問題を、右（奇数）ページに解説等を配置し、1問あたり各2ページで構成されています（一部例外あり）。ページを構成する様々な項目の内容については、以下の説明をご覧ください。本書を最大限にご活用ください。

## ① タイトル

法令科目名と内容の分類を表示しています。分類ごとに配列していますので、学習しやすいかたちになっています。

## ② 出題年度と㊦マーク

本試験での出題年度と問題番号を表示しています。巻末に出題一覧表がありますので、各年度ごとに問題を見たいときなどにご利用ください。㊦は法改正により問題文をアレンジしたという表示です。

### ③ key word・ワンポイントアドバイス

左ページ（偶数ページ）の下に『key word』又は『ワンポイントアドバイス』を記しました（記述のないページもあります）。これは、問題文の中で分かりにくい用語を中心に、簡潔に紹介しています。問題を解くためのヒントではありません。

### ④ 問題分析・難易度

出題の内容（何について問われているか）と出題の根拠（条文からか、判例からかなど）を表示しています。また、注意すべきポイントや解法（考え方）などについても紹介しています。また、★印の数で、問題の難易度を表しました。

★☆☆ = 易しい      ★★★ = 普通      ★★★★★ = 難しい

### ⑤ 各肢の解説

問題の5肢を解説しています。正解肢以外の肢についても、しっかり読むようにしてください。なお、かっこ内の法令名のない条文は当該法令科目の条文です。

### ⑥ 正解番号

正解肢の番号です。問題を解く際には、奇数ページを本のカバーなどで隠して解くようにしてみてください。

### ⑦ ポイントチェック

問題の中心となっている事項を簡潔にまとめました（記述のないページもあります）。問題を解答するだけでなく、「知識」として身につけるようところがけてください。

### ⑧ 覚えておこう・間違いやすい

最重要事項や間違いやすいポイントを、まとめました（記述のないページもあります）。知識の整理や確認に役立ててください。

### ⑨ 判例情報

各肢の解説で紹介された判例や関連する判例について、紹介しています（記述のないページもあります）。



## ご利用上の注意

- 1** 本書は、令和3年度から令和7年度までの過去5年間分の業務法令科目及び一般知識の本試験問題について収録しています。また、多肢選択式・記述式につきましては、平成18年度以降の問題を掲載しています。収録にあたっては、講学上の体系にそって項目別に配列しなおしています。項目は、各法令の編・章に準じています。
- 2** 本書は、原則として、2025年11月1日現在の法令に基づいて、編集しています。
- 3** 本書では、本年度試験に対応するため、法令改正等により、一部問題文をアレンジして編集しています。
- 4** 巻末に、科目別出題一覧をつけました。

# TABLE OF CONTENTS

## ① 業務法令

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 基礎法学 .....        | 9   |
| 憲法 .....          | 31  |
| 行政法の一般的な法理論 ..... | 127 |
| 行政手続法 .....       | 197 |
| 行政不服審査法 .....     | 247 |
| 行政事件訴訟法 .....     | 279 |
| 国家賠償法・損失補償 .....  | 361 |
| 地方自治法 .....       | 391 |
| 行政法総合 .....       | 431 |
| 民法 .....          | 451 |
| 商法・会社法 .....      | 631 |

## ② 基礎知識

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 一般知識（政治・経済・社会等） ..... | 683 |
| 諸法令 .....             | 753 |
| 情報通信・個人情報保護 .....     | 763 |
| 文章理解 .....            | 799 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 科目別掲載頁一覧 ..... | 830 |
|----------------|-----|



① 業務法令

# 基礎法学

## 問 題

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

そもそも、刑罰は〔ア〕的に科すべきものであるか（〔ア〕刑論）あるいは〔イ〕を目的として科すべきものであるか（目的刑論）が、いわゆる刑法理論の争いである。〔ア〕刑論すなわち絶対論では、善因に善果あるべきが如く、悪因に悪果あるべきは当然とするのである。しかして、刑罰は、国家がこの原理に基づいてその権力を振るうもので、同時にこれによって国家ないし法律の権威が全うされるというのである。これに対して、〔イ〕論すなわち相対論においては、〔イ〕の必要に基づきて国家は刑罰を行うというのである。たとい小さな犯罪といえども、それが〔ウ〕となれば重く罰する必要がある。たとい重い犯罪といえども、それが偶発的な犯罪であるならば、刑の〔エ〕ということにしてよかろうというのである。

（出典 牧野英一「法律に於ける正義と公平」1920年から〈適宜新かな新漢字に修正した。〉）

|   | ア  | イ    | ウ   | エ    |
|---|----|------|-----|------|
| 1 | 応報 | 社会防衛 | 故意犯 | 仮執行  |
| 2 | 教育 | 社会防衛 | 累犯  | 執行猶予 |
| 3 | 応報 | 国家防衛 | 故意犯 | 仮執行  |
| 4 | 教育 | 国家防衛 | 累犯  | 執行猶予 |
| 5 | 応報 | 社会防衛 | 累犯  | 執行猶予 |

## key word



### 刑の執行猶予

犯人に刑罰を言い渡したうえで、一定期間、その刑罰の執行を猶予し、その間に、その犯人が善行を保持したときは、その刑罰の執行をしないこと。

## 問題分析



本問は、刑法理論の争いに関する知識を問う問題です。

## 各肢の解説

**ア 「応報」が入る。** 刑罰の目的については、大きく応報刑論と目的刑論の対立がある。ここに応報刑論とは、刑罰は過去の犯罪行為に対する応報として犯人に苦痛を与えるためのものであるとする考え方をいう。これに対し、目的刑論とは、刑罰は、それ自体として意味があるものではなく、社会防衛等の一定の目的に奉仕することに意味があるとする考え方をいう。この知識をもとに、「そもそも、刑罰は ア 的に科すべきものであるか (ア 刑論) あるいは イ を目的として科すべきものであるか (目的刑論) が、いわゆる刑法理論の争いである。」との記述を読むと、ア には「応報」が、イ には「社会防衛」が当てはまることが分かる。

**イ 「社会防衛」が入る。** 上記肢アの解説参照。

**ウ 「累犯」が入る。** 社会防衛論は、一般に、犯人の反社会的性格、すなわち犯罪行為を反復する犯人の危険性という主観的側面を重視し (主観主義)、その犯人の反社会的性格を矯正するため、教育を施し (教育刑論)、その犯人が将来再び犯罪に陥ることを予防し (特別予防主義)、これにより社会を犯罪から防止することができると主張する。この知識をもとに、「イ 論すなわち相対論においては、イ の必要に基づきて国家は刑罰を行うというのである。たとえ小さな犯罪といえども、それがウ となれば重く罰する必要がある。」との記述を読むと、ウ には「累犯」(犯罪を繰り返して行うこと) が当てはまることが分かる。

**エ 「執行猶予」が入る。** 社会防衛論の考え方によれば、たとえ重い犯罪であっても、それが偶発的な犯罪であるならば、刑罰を言い渡したとしても、その刑罰を執行する必要はないことになる。それゆえ、エ には、刑の「執行猶予」(犯人に刑罰を言い渡したうえで、一定期間、その刑罰の執行を猶予し、その間に、その犯人が善行を保持したときは、その刑罰の執行をしないこと) が当てはまることが分かる。なお、「刑の仮執行」という用語は、存在しない。以上により、正解は5である。

正解 5

## 問題

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句の組合せとして、妥当なもの  
はどれか。

ヨーロッパ大陸において、伝統的に〔ア〕に対して消極的な態度がとられていることは知られるが、これはそこでの裁判観につながると考えられる。それによれば、裁判官の意見が区々に分れていることを外部に明らかにすることは、裁判所の権威を害するとされる。〔ア〕制は、その先例としての力を弱めるのみではなく、裁判所全体の威信を減退すると考えられているようである。裁判所内部に  
いかに意見の分裂があっても、〔イ〕として力をもつ〔ウ〕のみが一枚岩のように示されることが、裁判への信頼を生むとされるのであろう。しかし、果たして外観上つねに〔エ〕の裁判の形をとり、異なる意見の表明を抑えることが、裁判所の威信を高めることになるであろうか。英米的な考え方からすると、各裁判官に自らの意見を独自に述べる機会を与える方が、外部からみても裁判官の独立を保障し、司法の威信を増すともいえよう。ここには、大陸的な裁判観と英米的な裁判観のちがいが  
あるように思われる。

(出典 伊藤正己「裁判官と学者の間」1993年から)

|   | ア    | イ    | ウ    | エ    |
|---|------|------|------|------|
| 1 | 少数意見 | 判決理由 | 主文   | 多数決  |
| 2 | 合議   | 判例   | 多数意見 | 全員一致 |
| 3 | 少数意見 | 判例   | 多数意見 | 全員一致 |
| 4 | 合議   | 判決理由 | 主文   | 多数意見 |
| 5 | 少数意見 | 判例   | 主文   | 多数意見 |

## key word



### 少数意見

合議体とする裁判の評決で多数を占めることができなかった意見をいう。

## 問題分析

★★★

本問は、「大陸的な裁判観と英米的な裁判観のちがいがい」に関する知識を問う問題です。

## 各肢の解説

本問は、「少数意見」の取扱いに関し、「大陸的な裁判観と英米的な裁判観のちがいがい」を説明する文章である。

大陸的な裁判観は、裁判所の権威を重視し、少数意見は外部に公表されず、「多数意見」のみが外部に公表され、それが「判例」としての力を持つ。そして、その場合、外部からは、「全員一致」と理解されることになる。

したがって、空欄アには「少数意見」が、空欄イには「判例」が、空欄ウには「多数意見」が、空欄エには「全員一致」が入る。

以上により、正解は、3となる。

正解 3

## ポイントチェック

## 少数意見の取扱い

|       |   |
|-------|---|
| 最高裁判所 | 裁判所法11条は「裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。」と定め、裁判書には、少数意見であっても表示しなければならない。             |
| 下級裁判所 | 裁判所法75条1項本文は、「合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。」と定め、各裁判官の意見は表示されない。このため、裁判書にも、少数意見は表示されない。 |

### 問題

次の文章の空欄  ア  ~  オ  に当てはまる語句の組合せとして、妥当なもののはどれか。

「 ア  」と「 イ  」とは基本的に共通な発想に立脚する概念であるが、前者が大陸的背景のもとで何よりも  ウ  の国政における優位を含意するのに対し、後者は、そのイギリス的伝統に対応して、 エ  としての  オ  をまず前提しているという点で、必ずしも同一の思想を表わしているとは言い難い。

(出典 碧海純一「新版 法哲学概論 [全訂第2版]」1989年から〈原文の表記を一部改めた。〉)

|   | ア    | イ    | ウ    | エ    | オ      |
|---|------|------|------|------|--------|
| 1 | 法の支配 | 法治国  | 判例法  | 一般意思 | コモン・ロー |
| 2 | 法治国  | 法の支配 | 憲法   | 一般意思 | 法律     |
| 3 | 法の支配 | 法治国  | 憲法   | 主権者  | 国会     |
| 4 | 法治国  | 法の支配 | 議会立法 | 判例法  | コモン・ロー |
| 5 | 法の支配 | 法治国  | 議会立法 | 最高法規 | 憲法     |

### key word



#### コモン・ロー

理性の法を意味し、中世以降、イギリスの裁判所で積み重ねられてきた慣行と慣習上の準則をいう。

## 問題分析



本問は、法治国と法の支配に関する総合的知識を問う問題です。

## 各肢の解説

**ア 法治国** 法治国とは、議会の制定法を通じて国家権力を行使させることをいい、これにより、国家権力は、議会制定法によって制限される。このような法治国家の考え方は、ドイツ法学という大陸法に由来すると考えられている。

**イ 法の支配** 法の支配とは、法によって国家権力を制限し、国民の自由と権利を擁護する考え方をいい、ここに言う「法」は、議会制定法のみならず、判例法としてのコモン・ローを含む全法秩序を意味すると解されている。このような法の支配の考え方は、中世イギリスの法の優位の思想から生まれたと考えられている。

**ウ 議会立法** 上記アの解説のとおり、法治国では、議会制定法たる議会立法の国政における優位を含意している。

**エ 判例法** 上記イの解説を参照。なお、判例法とは、裁判所の判例に後の同種の裁判における先例拘束力を認めることをいう。

**オ コモン・ロー** 上記イの解説を参照。なお、コモン・ローとは、理性の法を意味し、中世以降、イギリスの裁判所で積み重ねられてきた慣行と慣習上の準則をいう。

以上により、空欄アには「法治国」、空欄イには「法の支配」、空欄ウには「議会立法」、空欄エには「判例法」、空欄オには「コモン・ロー」が当てはまるから、正解は4である。

正解 4

## ポイントチェック

### 大陸法と英米法との比較

|             | 大陸法                    | 英米法             |
|-------------|------------------------|-----------------|
| 法治主義・法の支配   | 法治主義                   | 法の支配            |
| 成文法主義・判例法主義 | 成文法主義（＝成文法を主要な法源とする建前） | 判例法主義           |
| 公法と私法の区別    | 公法と私法の区別が重視される         | 公法と私法の区別は重視されない |

### 問題

文章の空欄 ア ~ エ に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

明治8年太政官布告103号裁判事務心得の3条には、「民事の裁判に成文の法律なきものは ア に依り ア なきものは イ を推考して裁判すべし」という規定があり、民事裁判について「法の欠如」があるばあいに イ によるべきことがうたわれている。ウ の支配する刑法では罰則の欠如は当の行為につき犯罪の成立を否定する趣旨であるから、それは「法の欠如」ではない。ところが、民事裁判では、法の欠如があっても当事者に対して エ (フランス民法4条) をすることはできず(憲法32条参照)、また、当然に原告を敗訴にすることももちろん法の趣旨ではない。

(出典 団藤重光「法学の基礎 [第2版]」から〈文章を一部省略した。〉)

|   | ア  | イ  | ウ      | エ     |
|---|----|----|--------|-------|
| 1 | 習慣 | 条理 | 罪刑法定主義 | 裁判の拒否 |
| 2 | 先例 | 習慣 | 罪刑法定主義 | 裁判の拒否 |
| 3 | 先例 | 条理 | 適正主義   | 和解の勧奨 |
| 4 | 習慣 | 条理 | 責任主義   | 裁判の拒否 |
| 5 | 先例 | 習慣 | 責任主義   | 和解の勧奨 |

### key word

#### 条理



社会生活において一般的に承認されている道理または筋道をいう。適用すべき法律がない場合、罪刑法定主義が支配する刑事裁判では、裁判所は、無罪判決を言い渡せばよいが、裁判の拒否をすることができない民事裁判では、裁判官は、慣習法、判例法の中に適切な法源を見いだすことができないときは、条理に従って裁判をすべきことになる。

## 問題分析



本問は、法の欠如に関する総合的知識を問う問題です。

## 各肢の解説

- ア 「習慣」が入る。**明治8年太政官布告第103号（裁判事務心得）は、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ」と定めている。したがって、空欄アには、「習慣」が当てはまる。なお、日本では、成文法主義が採られており、裁判は、原則として、成文の法律に基づいて行われなければならない。もっとも、成文の法律がないときは、慣習法によることが許される場合がある。例えば、商法1条2項は、「商事に關シ、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる。」と定めている。したがって、上記太政官布告を知らない場合でも、空欄アには、慣習法と同様の「習慣」が当てはまることが分かる。
- イ 「条理」が入る。**上記選択肢アの解説のとおり、空欄イには、「条理」が当てはまる。なお、日本では、成文法主義のもとでも、制定法以外の法源の補充的効力が認められており、慣習法のほか、判例法、条理等が法源としての効力を認められている。したがって、上記太政官布告を知らない場合でも、空欄イには、「条理」が当てはまることが分かる。
- ウ 「罪刑法定主義」が入る。**刑法では、罪刑法定主義が支配しており、罪刑法定主義は、「法律なければ犯罪なく、法律なければ刑罰なし」という標語によって理解されている。したがって、空欄ウには、「罪刑法定主義」が当てはまる。
- エ 「裁判の拒否」が入る。**憲法32条は、①民事事件においては、何人も自ら裁判所に訴訟を提起し、救済を求める権利を有すること、②刑事事件においては、裁判所以外の機関によって裁判が行われ、刑罰を科せられないことを定めていると解されている。そして、上記①については、裁判所は、適法な訴訟の提起に対しては、必ず裁判をしなければならず、裁判の拒否は認められないことを意味していると解されている。したがって、空欄エには、「裁判の拒否」が当てはまる。
- 以上により、空欄アには「習慣」、空欄イには「条理」、空欄ウには「罪刑法定主義」、空欄エには「裁判の拒否」が当てはまるから、正解は1である。

正解 1

### 問 題

訴訟の手續の原則に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 民事訴訟手續において、裁判長は、口頭弁論の期日または期日外に、訴訟関係を明確にするため、事実上および法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、または立証を促すことができる。
- 2 刑事訴訟手續において、檢察官は、犯人の性格、年齢および境遇、犯罪の輕重および情状ならびに犯罪後の狀況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。
- 3 非訟事件手續において、裁判所は、利害関係者の申出により非公開が相当と認める場合を除き、その手續を公開しなければならない。
- 4 民事訴訟手續において、裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を眞実と認めるべきか否かを判断する。
- 5 刑事訴訟手續において、檢察官は、起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添付し、またはその内容を引用してはならない。

### key word



#### 非訟事件手續法

非訟事件（＝民事の法律関係について、裁判所が法律の条文に事件を当てはめて国民の権利義務を確定するのではなく、裁判所が後見的な立場に立って事件を処理するもの）に関する手續きについて定めた法律

## 問題分析



本問は、訴訟の手続の原則に関する総合的知識を問う問題です。

## 各肢の解説

- 1 **妥当である**。民事訴訟手続において、裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外に、訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる（民事訴訟法149条1項）。
- 2 **妥当である**。刑事訴訟手続において、検察官は、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状ならびに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる（刑事訴訟法248条）。
- 3 **妥当でない**。非訟事件の手続は、原則として、公開されない（非訟事件手続法30条本文）。したがって、非訟事件手続において、裁判所は、原則として、その手続を公開しなければならないとする本選択肢は、妥当でない。
- 4 **妥当である**。民事訴訟手続において、裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する（民事訴訟法247条）。
- 5 **妥当である**。刑事訴訟手続において、検察官は、起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添付し、又はその内容を引用してはならない（刑事訴訟法256条6項）。

正解 3

## ポイントチェック

|       | 民事訴訟           | 刑事訴訟                |
|-------|----------------|---------------------|
| 対象    | 民事事件           | 刑事事件                |
| 当事者   | 私人対私人          | 検察官対被告人             |
| 立証責任  | 原則として、請求する者が負う | 検察官が負う              |
| 証明の程度 | 高度の蓋然性が認められる程度 | 合理的な疑いをさしはさむ余地のない程度 |

|                          |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

### 問題

裁判員制度に関する次の記述のうち、裁判員法\*の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじその他の作為が加わらない方法で選任される。
- 2 一定の事由があれば、検察官、被告人または弁護人は、裁判所に対して、選任された裁判員の解任の請求をすることができる。
- 3 裁判員は、地方裁判所で行われる一定の刑事裁判の訴訟手続に参加する。
- 4 裁判員の関与する判断は、合議体を構成する裁判官の意見を聞いた上で、裁判員の過半数の意見によって行われる。
- 5 裁判員が、その関与する判断のための評議の秘密を漏らしたときは、当該裁判員は、刑罰を科される。

(注) \*裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

## 問題分析



本問は、裁判員制度に関する総合的知識を問う問題である。

## 各肢の解説

- 1 **正しい**。裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじその他の作為が加わらない方法で選任される（裁判員法13条，37条1項）。
- 2 **正しい**。一定の事由があれば、検察官、被告人または弁護人は、裁判所に対して、選任された裁判員の解任の請求をすることができる（裁判員法41条1項本文）。
- 3 **正しい**。裁判員は、地方裁判所で行われる一定の刑事裁判の訴訟手続に参加する（裁判員法2条1項，6条1項）。
- 4 **誤り**。裁判員の参加する合議体は、原則として、裁判官3人，裁判員6人で構成される（裁判員法2条2項本文）。そして、合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員で行われ（裁判員法66条1項），評議における裁判員の関与する判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によって決せられる（裁判員法67条1項）。したがって、裁判員の関与する判断は、「合議体を構成する裁判官の意見を聞いた上で、裁判員の過半数の意見によって行われる」わけではない。
- 5 **正しい**。裁判員が、その関与する判断のための評議の秘密を漏らしたときは、当該裁判員は、刑罰を科される（裁判員法70条1項，108条1項）。

正解 4

## 問題

法令の効力に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 法律の内容を一般国民に広く知らせるには、法律の公布から施行まで一定の期間を置くことが必要であるため、公布日から直ちに法律を施行することはできない。
- 2 法律の効力発生日を明確にする必要があるため、公布日とは別に、必ず施行期日を定めなければならない。
- 3 日本国の法令は、その領域内でのみ効力を有し、外国の領域内や公海上においては、日本国の船舶および航空機内であっても、その効力を有しない。
- 4 一般法に優先する特別法が制定され、その後一般法が改正されて当該特別法が適用される範囲について一般法の規定が改められた場合には、当該改正部分については、後法である一般法が優先して適用され、当該特別法は効力を失う。
- 5 法律の有効期間を当該法律の中で明確に定めている場合には、原則としてその時期の到来により当該法律の効力は失われる。

## key word



### 限時法

一定の有効期間を限って制定される法律。

## 問題分析



本問は、法令の効力に関する総合的知識を問う問題です。

## 各肢の解説

- 1 妥当でない。**法律の内容を一般国民に広く知らせるため、法律の公布から施行まで一定の期間を置くことが望ましい。しかし、緊急に施行することが必要な場合もあり、また、憲法により禁止されていないことから、法律の附則に「この法律は、公布の日から施行する。」という定めをおいて即日施行とすることが認められている。したがって、公布日から直ちに法律を施行することはできないわけではない。
- 2 妥当でない。**法律に施行期日を定めなくとも、法律は、公布の日から起算し20日を経過した日から施行される（法の適用に関する通則法2条本文）。
- 3 妥当でない。**日本国の法令は、日本国の主権が及ぶ日本国の領域内で効力を有する（属地主義）ことは当然のこととして、刑法は、その属人主義の延長として、日本国外にある日本船舶または日本航空機内において罪を犯した者についても効力が及ぶとしている（旗国主義、刑法1条2項）。
- 4 妥当でない。**特別法とは、一般法（広く一般人、場所、事柄等に適用される法）に対する概念であり、特定の人、場所、事柄等に適用される法をいう。特別法は、一般法に優先して適用される（「特別法は一般法を破る」の原則）。したがって、特別法が適用される範囲について一般法の規定が改められた場合でも、特別法は、改正された一般法に優先して適用される。
- 5 妥当である。**一定の有効期間を限って制定される法律を限時法と呼んでいる。限時法については、その有効期間を経過したときは、その法律の効力は失われる。なお、法律の有効期間内の違反行為について、その法律の有効期間経過後であっても処罰することができる（限時法の追及効）かどうかは、別個の問題であり、これについては、その法律の有効期間内の違反行為は、その法律の有効期間経過後であっても処罰し得る旨の明文の規定が存在しない限り、その違反行為を処罰することはできないと解されている。

正解 5

## ポイントチェック

## 刑法の場所的適用範囲

|      | 内容                               | 対象となる犯罪                    | 根拠条文 |
|------|----------------------------------|----------------------------|------|
| 属地主義 | 犯罪地が日本国内                         | すべての犯罪                     | 1条1項 |
| 旗国主義 | 犯罪地が日本国外にある日本船舶または日本航空機内         | すべての犯罪                     | 1条2項 |
| 属人主義 | 犯人が日本国民                          | 殺人、窃盗等                     | 3条   |
|      | 被害者が日本国民                         | 殺人、強盗等                     | 3条の2 |
| 保護主義 | 犯罪地や犯人の国籍を問わない。自国の利益を保護          | 内乱罪等                       | 2条   |
| 世界主義 | 犯罪地や犯人の国籍を問わない。世界各国に共通する一定の法益を保護 | 条約で罰すべきとされている犯罪（ハイジャック行為等） | 4条の2 |

## 問 題

法人等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア** いわゆる「権利能力なき社団」は、実質的には社団法人と同様の実態を有するが、法人格がないため、訴訟上の当事者能力は認められていない。
- イ** 法人は、営利法人と非営利法人に大別されるが、合名会社やそれと実質的に同様の実態を有する行政書士法人、弁護士法人および司法書士法人は非営利法人である。
- ウ** 一般社団法人および一般財団法人は、いずれも非営利法人であることから、一切の収益事業を行うことはできない。
- エ** 公益社団法人および公益財団法人とは、一般社団法人および一般財団法人のうち、学術、技芸、慈善その他の法令で定められた公益に関する種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を行うことを主たる目的とし、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）から公益認定を受けた法人をいう。
- オ** 特定非営利活動法人（いわゆる「NPO法人」）とは、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする保健、医療または福祉の増進その他の法令で定められた特定の活動を行うことを主たる目的とし、所轄庁（都道府県の知事または指定都市の長）の認証を受けて設立された法人をいう。
- 1 ア・ウ
  - 2 ア・エ
  - 3 イ・ウ
  - 4 イ・オ
  - 5 エ・オ

## key word



### 権利能力なき社団

社団（＝一定の目的を目指して集まった人の集団）としての実質を備えていながら法令上の要件を満たさないため、法人格を有しないものをいう。

## 問題分析



本問は、法人等に関する総合的知識を問う問題です。

## 各肢の解説

- ア 妥当でない。**民事訴訟法29条は、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。」と定めている。したがって、権利能力なき社団は、法人格はないが、訴訟上の当事者能力が認められていないわけではない。
- イ 妥当でない。**営利法人とは、その構成員に対して利益の配当をする法人をいう。持分会社の一つである合名会社の社員は、合名会社に対し、利益の配当を請求することができる（会社法621条1項）。したがって、合名会社は、営利法人である。また、行政書士法人、弁護士法人及び司法書士法人は、一般にその構成員に対して利益の配当をするから営利法人とされている（法人税法等）。
- ウ 妥当でない。**一般社団法人及び一般財団法人は、いずれも非営利法人であるが、収益事業を行うことは禁止されていない。例えば、一般社団法人がその所有する土地を駐車場として有償で貸し付ける行為などがこれに当たる。なお、一般社団法人及び一般財団法人のうち、一定の要件を満たすものは、法人税法上、「非営利型法人」とされ（同法2条9号の2）、収益事業のみ課税される（同法4条1項ただし書、平成20年改正附則10条1項等）。
- エ 妥当である。**公益社団法人及び公益財団法人とは、一般社団法人及び一般財団法人のうち、学術、技芸、慈善その他の法令で定められた公益に関する種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を行うことを主たる目的とし、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）から公益認定を受けた法人をいう（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律2条1号、2号、3条柱書、4条）。
- オ 妥当である。**特定非営利活動法人（いわゆる「NPO法人」）とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする保健、医療または福祉の増進その他の法令で定められた特定の活動を行うことを主たる目的とし、所轄庁（都道府県の知事または指定都市の長）の認証を受けて設立された法人をいう（特定非営利活動促進法2条2項、9条、10条）。
- 以上により、妥当なものは、エ及びオであるから、正解は5である。

正解 5

## 問題

法律用語に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 「法律要件」とは、法律効果を生じさせる原因となる客観的な事実のことであり、意思表示などの主観的な要素は、これには含まれない。
- イ 「法律効果」とは、法律上の権利義務関係の変動（発生、変更または消滅）のことをいう。
- ウ 「構成要件」とは、犯罪行為を特徴付ける定型的な外形的事実のことであり、故意などの主観的な要素は、これには含まれない。
- エ 「立法事実」とは、法律を制定する場合において、当該立法の合理性を根拠付ける社会的、経済的、政治的または科学的事実のことをいう。
- オ 「要件事実」とは、法律要件に該当する具体的な事実のことをいう。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

## key word



### 主観的構成要件要素

構成要件を形作る要素のうち、故意や過失のように犯人の内心にかかわるものをいう。

## 問題分析



本問は、法令用語に関する総合的知識を問う問題です。

## 各肢の解説

- ア 妥当でない。**「法律要件」とは、法律効果を生じさせる原因となる事実をいい、意思表示等の主観的な要素が、これに含まれる。例えば、不法行為による損害賠償責任が成立するためには、加害者に故意または過失のような主観的な要素がなければならない。
- イ 妥当である。**「法律効果」とは、法律上の権利義務関係の変動（発生、変更または消滅）のことをいう。例えば、売買契約が成立すると、その法律効果として、売主は目的物引渡義務を負い、買主は代金支払義務を負う。
- ウ 妥当でない。**「構成要件」とは、刑法等の刑罰法規に定められた犯罪行為の種類をいい、故意等の主観的な要素が含まれる。その他の主観的な構成要件要素としては、通貨偽造罪（刑法148条1項）における「行使の目的で…偽造」の「行使の目的」等がある。
- エ 妥当である。**「立法事実」とは、法律を制定する場合において、当該立法の合理性を根拠付ける社会的、経済的、政治的または科学的事実をいう。最高裁判所は、薬事法の薬局等適正配置規制違憲判決（最大判昭和50・4・30）において、薬事法の立法事実について詳細な検討を行ったことは有名である。
- オ 妥当である。**選択肢アの法律要件は、一般に抽象的な文言によって法律に定められており、これに当てはまる具体的な事実を要件事実と呼んでいる。
- 以上により、妥当でないものは、ア及びウであるから、正解は1である。

正解 1

## ポイントチェック

## 法律要件と法律効果の関係

法律要件が満たされれば、法律効果が発生する。例えば、「売買契約が締結されたならば、買主は所有権を取得し、売主は代金の支払いを請求することができる。」という場合、法律要件に当たるのは「売買契約の締結」の部分であり、法律効果に当たるのが「買主は所有権を取得し」および「売主は代金の支払いを請求することができる」という部分である。

## 問題

次の文章の空欄 ア ~ エ に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

まず「者」、「物」そして「もの」の使い分け方であるが、このうち「者」とは、自然人にせよ法人にせよ、原則として法律上の ア を有する主体のことを指す用語である。これに対し「物」というのは、権利の客体となる イ であって、「者」が指すような法律上の ア を有する主体以外のものを指す。(…中略…)

次に「もの」には三つの用法があり、第一は抽象的なものを指す場合（ただし、「者」や「物」に当たる場合は、これらが優先して使われる。）であり、第二は ア のない社団や財団を指す場合で、時によりこれに自然人や法人を含めて指すこともある。第三として、あるものに更に要件を重ねて規定する場合に用いる。たとえば自然環境保全法第七条第五項第二号は原生自然環境保全地域内における行為を制限する規定の適用除外を掲げ、「通常管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの」としているが、この場合の「おそれがないもの」の「もの」は上記の ウ の用法であり、また「環境省令で定めるもの」の「もの」は エ の使い方である。

(出典：山本庸幸「実務立法技術」2006年から〈文章を一部省略した。〉)

|   | ア  | イ   | ウ  | エ  |
|---|----|-----|----|----|
| 1 | 人格 | 有体物 | 第三 | 第一 |
| 2 | 実体 | 所有物 | 第二 | 第一 |
| 3 | 人格 | 有体物 | 第一 | 第三 |
| 4 | 実体 | 所有物 | 第三 | 第一 |
| 5 | 資格 | 有体物 | 第二 | 第三 |

## 問題分析



本問は、「者」、「物」および「もの」の使い分けに関する総合的知識を問う問題である。

## 各肢の解説

**ア 人格** 法人は、自然人と同様に法律上の人格を有する主体である。したがって、空欄アには、「人格」が入る。

**イ 有体物** 民法85条は、「この法律において「物」とは、有体物をいう。」と規定しているとおり、「物」とは、権利の客体となる有体物をいう。したがって、空欄イには、「有体物」が入る。

**ウ 第一** 「原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの」は、「者」および「物」に当たらない抽象的なものを指す使い方である。例えば、「原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの」の「もの」は、「(虫の) 捕獲」等がこれに当たる。したがって、空欄ウには、「第一」が入る。

**エ 第三** 「環境省令で定めるもの」は、その前の「原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの」を限定する使い方である。この使い方は、第三の用法である。例えば、「環境省令で定めるもの」としては、「害虫の捕獲」等がこれに当たる。したがって、空欄エには、「第三」が入る。

以上より、空欄アには「人格」、空欄イには「有体物」、空欄ウには「第一」、空欄エには「第三」が当てはまるから、正解は3である。

正解 3

## 法令用語

|         |  |
|---------|--|
| 推定      | 当事者間に別段の取決めのない場合または反証があがらない場合に、ある事柄について法令が一応こうであろうと判断を下すこと。<br>「BをAと推定する」Aではないという反証を許す（←みなす）   |
| 遅滞なく    | 正当な、又は合理的な理由による遅延は許容される場合  |
| 直ちに     | 一切の遅延を許さない場合   |
| 勧告      | 相手にある事項を伝達しそれに添うような措置を採るよう勧めること  |
| 期間      | その始期と終期との間の一定の時間的長さを表す場合   |
| 期限      | 法律行為の効力の発生・消滅を、将来発生することの確実な事実にかからせる附款のこと。  |
| 条件      | 将来発生することが不確実な事実により、法律行為の効力の発生・消滅をからしめる附款のこと。将来発生することが不確実な点で、確実な事実にかからせる「期限」と異なる。   |
| 停止条件    | 条件の成就によって法律行為の効力を発生させる条件   |
| 解除条件    | 条件の成就によって法律行為の効力を消滅させる条件   |
| 適用      | 法令の規定を個々具体的な場合について、特定の人、事項、地域等に関して実際に当てはめ、その効力を現実に働かせること   |
| 準用      | 法令の規定を他の類似事項について、必要な修正を加えつつ、あてはめること  |
| 規定      | 法令における個々の条項の定め   |
| 規程      | 官庁や委員会などの内部の組織権限に関する定め   |
| 又は、若しくは | いずれも、その前後の語句を選択的に結びつける場合に用いる。使い分けは、選択される語句に段階がない場合には、「又は」を用い、選択される語句に段階がある場合には、段階がいくつあっても、一番大きな選択的接続には、「又は」を用い、その他の小さな選択的接続には重複して「若しくは」を用いる。 |
| 及び、並びに  | いずれも語句を併合（並列）的に結びつける場合に用いる。使い分けは、結びつける語句に段階がない場合には、「及び」を用い、結びつける語句に段階がある場合において、小さな併合（並列）的接続には、「及び」を用い、大きな併合（並列）的接続には、「並びに」を用いる。              |

① 業務法令

# 憲法



### 問題

基本的人権の間接的, 付随的な制約についての最高裁判所の判決に関する次のア～エの記述のうち, 妥当なものの組合せはどれか。

- ア** 選挙における戸別訪問の禁止が, 意見表明そのものの制約ではなく, 意見表明の手段方法もたらす弊害の防止をねらいとして行われる場合, それは戸別訪問以外の手段方法による意見表明の自由を制約するものではなく, 単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的, 付随的な制約にすぎない。
- イ** 芸術的価値のある文学作品について, そこに含まれる性描写が通常人の性的羞恥心を害し, 善良な性的道義観念に反することを理由に, その頒布が処罰される場合, そこでの芸術的表現の自由への制約は, わいせつ物の規制に伴う間接的, 付随的な制約にすぎない。
- ウ** 裁判官が「積極的に政治運動をすること」の禁止が, 意見表明そのものの制約ではなく, その行動もたらす弊害の防止をねらいとして行われる場合, そこでの意見表明の自由の制約は, 単に行動の禁止に伴う限度での間接的, 付随的な制約にすぎない。
- エ** 刑事施設の被収容者に対する新聞閲読の自由の制限が, 被収容者の知ることのできる思想内容そのものの制約ではなく, 施設内の規律・秩序の維持をねらいとして行われる場合, そこでの制約は, 施設管理上必要な措置に伴う間接的, 付随的な制約にすぎない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 ア・エ
- 4 イ・ウ
- 5 イ・エ

### key word



#### 間接的, 付随的な制約

表現活動に対するものとしては, 表現活動自体の直接の効果の制約を狙うものではなく, 表現活動から間接的に帰結する害悪を抑止する結果として, 付随的に表現活動を制約するもの。

## 問題分析



本問は、人権の制約において制約が間接的付随的なものとされている判例について問う問題です。

## 各肢の解説

**ア 妥当である。**判例（最判昭和56・6・15）は、「戸別訪問の禁止は、意見表明そのものの制約を目的とするものではなく、意見表明の手段方法もたらす弊害…を防止し、もつて選挙の自由と公正を確保することを目的としている」とした上で、「戸別訪問という手段方法による意見表明の自由が制約されることではあるが、それは、もとより戸別訪問以外の手段方法による意見表明の自由を制約するものではなく、単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない」と判示している。

**イ 妥当でない。**判例（最判昭和44・10・15）は、「芸術的・思想的価値のある文書についても、それが猥褻性をもつものである場合には、性生活に関する秩序および健全な風俗を維持するため、これを処罰の対象とすることが国民生活全体の利益に合致するものと認められるから、これを目して憲法21条、23条に違反するものということとはできない。」と判示しており、わいせつ物の規制を間接的、付随的制約であるとしてはいない。

**ウ 妥当である。**判例（最大決平成10・12・1）は、「裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動もたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をすること以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではない。」と判示している。

**エ 妥当でない。**判例（最大判昭和58・6・22）は、「未決勾留により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由についても、逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、前記のような監獄内の規律及び秩序の維持のために必要とされる場合にも、一定の制限を加えられることはやむをえないものとして承認しなければならない」ことを前提として「監獄内の規律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合においても、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべきものである」とし、「制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべき」と判示している。間接的・付随的制約であるとの言及はされていない。

以上により、妥当なものは、ア及びウであるから、正解は2である。

正解 2

# 科目別掲載頁一覧

\*は法改正等によりアレンジしてある問題です。

## ① 業務法令

### 基礎法学

|                   |    |
|-------------------|----|
| <b>令和3年</b> _____ |    |
| 問題 1              | 10 |
| 問題 2              | 22 |
| <b>令和4年</b> _____ |    |
| 問題 1              | 12 |
| 問題 2              | 26 |
| <b>令和5年</b> _____ |    |
| 問題 1              | 16 |
| 問題 2              | 24 |
| <b>令和6年</b> _____ |    |
| 問題 1              | 14 |
| 問題 2              | 18 |
| <b>令和7年</b> _____ |    |
| 問題 1              | 28 |
| 問題 2              | 20 |

### 憲法

|                    |     |                   |     |
|--------------------|-----|-------------------|-----|
| <b>平成18年</b> _____ |     | <b>令和元年</b> _____ |     |
| 問題 41              | 120 | 問題 41             | 68  |
| <b>平成19年</b> _____ |     | <b>令和2年</b> _____ |     |
| 問題 41              | 44  | 問題 41             | 88  |
| <b>平成20年</b> _____ |     | <b>令和3年</b> _____ |     |
| 問題 41              | 52  | 問題 3              | 78  |
| <b>平成21年</b> _____ |     | 問題 4              | 36  |
| 問題 41              | 108 | 問題 5              | 54  |
| <b>平成22年</b> _____ |     | 問題 6              | 94  |
| 問題 41              | 92  | 問題 7              | 90  |
| <b>平成23年</b> _____ |     | 問題 41             | 118 |
| 問題 41              | 56  | <b>令和4年</b> _____ |     |
| <b>平成24年</b> _____ |     | 問題 3              | 64  |
| 問題 41              | 84  | 問題 4              | 76  |
| <b>平成25年</b> _____ |     | 問題 5              | 80  |
| 問題 41              | 58  | 問題 6              | 104 |
| <b>平成26年</b> _____ |     | 問題 7              | 110 |
| 問題 41              | 112 | 問題 41             | 114 |
| <b>平成27年</b> _____ |     | <b>令和5年</b> _____ |     |
| 問題 41              | 60  | 問題 3              | 32  |
| <b>平成28年</b> _____ |     | 問題 4              | 82  |
| 問題 41              | 62  | 問題 5              | 116 |
| <b>平成29年</b> _____ |     | 問題 6              | 100 |
| 問題 41              | 66  | 問題 7              | 122 |
| <b>平成30年</b> _____ |     | 問題 41             | 70  |
| 問題 41              | 34  |                   |     |

行政法の一般的な  
法理論

**令和6年** \_\_\_\_\_

|      |    |
|------|----|
| 問題3  | 38 |
| 問題4  | 40 |
| 問題5  | 86 |
| 問題6  | 98 |
| 問題7  | 96 |
| 問題41 | 46 |

**令和7年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題3  | 48  |
| 問題4  | 72  |
| 問題5  | 102 |
| 問題6  | 106 |
| 問題7  | 124 |
| 問題41 | 42  |

**平成18年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 178 |
|------|-----|

**平成19年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題42 | 146 |
|------|-----|

**平成21年** \_\_\_\_\_

|       |     |
|-------|-----|
| *問題42 | 182 |
|-------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 156 |
|------|-----|

**平成22年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 158 |
|------|-----|

**平成23年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題42 | 164 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題44 | 190 |
|------|-----|

**平成24年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 140 |
|------|-----|

**平成25年** \_\_\_\_\_

|       |     |
|-------|-----|
| *問題42 | 184 |
|-------|-----|

**平成26年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 144 |
|------|-----|

**平成28年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 166 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題44 | 192 |
|------|-----|

**平成29年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題42 | 148 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 154 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題44 | 194 |
|------|-----|

**平成30年** \_\_\_\_\_

|      |     |
|------|-----|
| 問題43 | 138 |
|------|-----|

**令和3年** \_\_\_\_\_

|     |     |
|-----|-----|
| 問題8 | 128 |
|-----|-----|

|     |     |
|-----|-----|
| 問題9 | 160 |
|-----|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題10 | 150 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題42 | 180 |
|------|-----|

**令和4年** \_\_\_\_\_

|     |     |
|-----|-----|
| 問題8 | 132 |
|-----|-----|

|     |     |
|-----|-----|
| 問題9 | 176 |
|-----|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題10 | 188 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題25 | 142 |
|------|-----|

**令和5年** \_\_\_\_\_

|     |     |
|-----|-----|
| 問題8 | 168 |
|-----|-----|

|     |     |
|-----|-----|
| 問題9 | 134 |
|-----|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題10 | 162 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題42 | 136 |
|------|-----|

**令和6年** \_\_\_\_\_

|     |     |
|-----|-----|
| 問題8 | 170 |
|-----|-----|

|     |     |
|-----|-----|
| 問題9 | 152 |
|-----|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題10 | 130 |
|------|-----|

**令和7年** \_\_\_\_\_

|     |     |
|-----|-----|
| 問題8 | 172 |
|-----|-----|

|      |     |
|------|-----|
| *問題9 | 186 |
|------|-----|

|      |     |
|------|-----|
| 問題10 | 174 |
|------|-----|

**行政手続法**

|              |       |
|--------------|-------|
| <b>平成19年</b> | _____ |
| 問題44         | 240   |
| <b>平成27年</b> | _____ |
| 問題42         | 226   |
| 問題43         | 220   |
| <b>平成28年</b> | _____ |
| 問題42         | 198   |
| <b>令和元年</b>  | _____ |
| 問題42         | 208   |
| 問題44         | 242   |
| <b>令和2年</b>  | _____ |
| 問題42         | 228   |
| <b>令和3年</b>  | _____ |
| 問題11         | 232   |
| 問題12         | 200   |
| 問題13         | 222   |
| 問題43         | 210   |
| 問題44         | 244   |
| <b>令和4年</b>  | _____ |
| 問題11         | 202   |
| 問題12         | 212   |
| 問題13         | 230   |
| <b>令和5年</b>  | _____ |
| 問題11         | 234   |
| 問題12         | 214   |
| 問題13         | 218   |
| <b>令和6年</b>  | _____ |
| 問題11         | 236   |
| 問題12         | 224   |
| 問題13         | 206   |

|             |       |
|-------------|-------|
| <b>令和7年</b> | _____ |
| 問題11        | 216   |
| 問題12        | 238   |
| 問題13        | 204   |

**行政不服審査法**

|             |       |
|-------------|-------|
| <b>令和3年</b> | _____ |
| 問題14        | 256   |
| 問題15        | 272   |
| 問題16        | 262   |
| <b>令和4年</b> | _____ |
| 問題14        | 264   |
| 問題15        | 248   |
| 問題16        | 268   |
| <b>令和5年</b> | _____ |
| 問題14        | 260   |
| 問題15        | 258   |
| 問題16        | 254   |
| <b>令和6年</b> | _____ |
| 問題14        | 250   |
| 問題15        | 266   |
| 問題16        | 276   |
| <b>令和7年</b> | _____ |
| 問題14        | 252   |
| 問題15        | 274   |
| 問題16        | 270   |

行政事件訴訟法

|              |     |
|--------------|-----|
| <b>平成18年</b> |     |
| 問題42         | 280 |
| 問題44         | 334 |
| <b>平成19年</b> |     |
| 問題43         | 308 |
| <b>平成20年</b> |     |
| 問題44         | 336 |
| <b>平成21年</b> |     |
| 問題44         | 338 |
| <b>平成22年</b> |     |
| 問題42         | 294 |
| 問題44         | 340 |
| <b>平成23年</b> |     |
| 問題43         | 314 |
| <b>平成24年</b> |     |
| 問題42         | 316 |
| 問題44         | 342 |
| <b>平成25年</b> |     |
| 問題43         | 320 |
| 問題44         | 344 |
| <b>平成26年</b> |     |
| 問題42         | 306 |
| <b>平成27年</b> |     |
| 問題44         | 346 |
| <b>平成30年</b> |     |
| 問題42         | 304 |
| 問題44         | 348 |
| <b>令和元年</b>  |     |
| 問題43         | 282 |
| <b>令和2年</b>  |     |
| 問題44         | 350 |

|             |     |
|-------------|-----|
| <b>令和3年</b> |     |
| 問題17        | 328 |
| 問題18        | 300 |
| 問題19        | 292 |
| <b>令和4年</b> |     |
| 問題17        | 330 |
| 問題18        | 286 |
| 問題19        | 312 |
| 問題44        | 352 |
| <b>令和5年</b> |     |
| 問題17        | 298 |
| 問題18        | 332 |
| 問題19        | 288 |
| 問題43        | 284 |
| 問題44        | 354 |
| <b>令和6年</b> |     |
| 問題17        | 296 |
| 問題18        | 310 |
| 問題19        | 326 |
| 問題43        | 322 |
| 問題44        | 356 |
| <b>令和7年</b> |     |
| 問題17        | 290 |
| 問題18        | 302 |
| 問題19        | 318 |
| 問題43        | 324 |
| 問題44        | 358 |

国家賠償法・  
損失補償

|              |     |
|--------------|-----|
| <b>平成20年</b> |     |
| 問題42         | 384 |
| <b>令和2年</b>  |     |
| 問題43         | 382 |
| <b>令和3年</b>  |     |
| 問題20         | 378 |
| 問題21         | 362 |
| <b>令和4年</b>  |     |
| 問題20         | 364 |
| 問題21         | 372 |
| 問題43         | 386 |
| <b>令和5年</b>  |     |
| 問題20         | 374 |
| 問題21         | 366 |
| <b>令和6年</b>  |     |
| 問題20         | 376 |
| 問題21         | 368 |
| 問題42         | 388 |
| <b>令和7年</b>  |     |
| 問題20         | 370 |
| 問題21         | 380 |

地方自治法

|              |       |
|--------------|-------|
| <b>平成20年</b> | _____ |
| 問題43         | 420   |
| <b>平成26年</b> | _____ |
| 問題44         | 428   |
| <b>令和3年</b>  | _____ |
| 問題22         | 426   |
| 問題23         | 402   |
| 問題24         | 412   |
| <b>令和4年</b>  | _____ |
| 問題22         | 404   |
| 問題23         | 416   |
| 問題24         | 398   |
| 問題26         | 394   |
| <b>令和5年</b>  | _____ |
| 問題22         | 392   |
| 問題23         | 396   |
| 問題24         | 424   |
| <b>令和6年</b>  | _____ |
| 問題22         | 400   |
| 問題23         | 418   |
| 問題24         | 406   |
| <b>令和7年</b>  | _____ |
| 問題22         | 408   |
| 問題23         | 414   |
| 問題24         | 422   |
| 問題42         | 410   |

行政法総合

|             |       |
|-------------|-------|
| <b>令和3年</b> | _____ |
| 問題25        | 432   |
| 問題26        | 434   |
| <b>令和4年</b> | _____ |
| 問題42        | 436   |
| <b>令和5年</b> | _____ |
| 問題25        | 438   |
| 問題26        | 440   |
| <b>令和6年</b> | _____ |
| 問題25        | 442   |
| 問題26        | 448   |
| <b>令和7年</b> | _____ |
| 問題25        | 444   |
| 問題26        | 446   |

民法

|              |       |
|--------------|-------|
| <b>平成18年</b> | _____ |
| 問題45         | 554   |
| 問題46         | 556   |
| <b>平成19年</b> | _____ |
| 問題45         | 558   |
| *問題46        | 560   |
| <b>平成20年</b> | _____ |
| 問題45         | 562   |
| *問題46        | 564   |
| <b>平成21年</b> | _____ |
| 問題45         | 566   |
| 問題46         | 568   |
| <b>平成22年</b> | _____ |
| *問題45        | 570   |
| *問題46        | 572   |
| <b>平成23年</b> | _____ |
| 問題45         | 574   |
| 問題46         | 576   |
| <b>平成24年</b> | _____ |
| 問題45         | 578   |
| *問題46        | 580   |
| <b>平成25年</b> | _____ |
| 問題45         | 582   |
| 問題46         | 584   |
| <b>平成26年</b> | _____ |
| *問題45        | 586   |
| <b>平成27年</b> | _____ |
| 問題45         | 588   |
| 問題46         | 590   |
| <b>平成28年</b> | _____ |
| 問題46         | 592   |

|                    |      |                   |      |      |     |
|--------------------|------|-------------------|------|------|-----|
| <b>平成29年</b> _____ | 問題34 | 538               | 問題30 | 490  |     |
| * 問題45             | 594  | 問題35              | 546  | 問題31 | 510 |
| * 問題46             | 596  | 問題45              | 614  | 問題32 | 504 |
| <b>平成30年</b> _____ | 問題46 | 616               | 問題33 | 524  |     |
| 問題45               | 598  | <b>令和5年</b> _____ | 問題34 | 532  |     |
| 問題46               | 600  | 問題27              | 468  | 問題35 | 544 |
| <b>令和元年</b> _____  | 問題28 | 472               | 問題45 | 626  |     |
| 問題45               | 602  | 問題29              | 488  | 問題46 | 628 |
| 問題46               | 604  | 問題30              | 502  |      |     |
| <b>令和2年</b> _____  | 問題31 | 514               |      |      |     |
| 問題45               | 606  | 問題32              | 494  |      |     |
| 問題46               | 608  | 問題33              | 518  |      |     |
| <b>令和3年</b> _____  | 問題34 | 540               |      |      |     |
| 問題27               | 460  | 問題35              | 550  |      |     |
| 問題28               | 454  | 問題45              | 618  |      |     |
| 問題29               | 470  | 問題46              | 620  |      |     |
| 問題30               | 482  | <b>令和6年</b> _____ |      |      |     |
| 問題31               | 496  | 問題27              | 456  |      |     |
| 問題32               | 500  | 問題28              | 466  |      |     |
| 問題33               | 520  | 問題29              | 474  |      |     |
| 問題34               | 536  | 問題30              | 484  |      |     |
| 問題35               | 552  | 問題31              | 508  |      |     |
| 問題45               | 610  | 問題32              | 522  |      |     |
| 問題46               | 612  | 問題33              | 530  |      |     |
| <b>令和4年</b> _____  | 問題34 | 542               |      |      |     |
| 問題27               | 458  | 問題35              | 548  |      |     |
| 問題28               | 480  | 問題45              | 622  |      |     |
| 問題29               | 486  | 問題46              | 624  |      |     |
| 問題30               | 498  | <b>令和7年</b> _____ |      |      |     |
| 問題31               | 516  | 問題27              | 452  |      |     |
| 問題32               | 528  | 問題28              | 462  |      |     |
| 問題33               | 492  | 問題29              | 476  |      |     |

※平成26年問題46、平成28年問題45は、改正前の法制度を前提とする問題であるため、削除しました。

## ② 基礎知識

### 一般知識

#### 令和3年

|      |     |
|------|-----|
| 問題36 | 634 |
| 問題37 | 642 |
| 問題38 | 650 |
| 問題39 | 664 |
| 問題40 | 676 |

#### 令和4年

|      |     |
|------|-----|
| 問題36 | 632 |
| 問題37 | 644 |
| 問題38 | 652 |
| 問題39 | 660 |
| 問題40 | 668 |

#### 令和5年

|      |     |
|------|-----|
| 問題36 | 636 |
| 問題37 | 646 |
| 問題38 | 654 |
| 問題39 | 666 |
| 問題40 | 670 |

#### 令和6年

|      |     |
|------|-----|
| 問題36 | 640 |
| 問題37 | 656 |
| 問題38 | 674 |
| 問題39 | 678 |
| 問題40 | 680 |

#### 令和7年

|      |     |
|------|-----|
| 問題36 | 638 |
| 問題37 | 648 |
| 問題38 | 662 |
| 問題39 | 672 |
| 問題40 | 658 |

#### 令和3年

|      |     |
|------|-----|
| 問題47 | 686 |
| 問題48 | 688 |
| 問題49 | 684 |
| 問題50 | 718 |
| 問題51 | 726 |
| 問題52 | 744 |
| 問題53 | 736 |
| 問題54 | 734 |

#### 令和4年

|      |     |
|------|-----|
| 問題47 | 690 |
| 問題48 | 706 |
| 問題49 | 710 |
| 問題50 | 750 |
| 問題51 | 714 |
| 問題52 | 722 |
| 問題53 | 692 |
| 問題54 | 746 |

#### 令和5年

|      |     |
|------|-----|
| 問題47 | 708 |
| 問題48 | 694 |
| 問題49 | 698 |
| 問題50 | 720 |
| 問題51 | 716 |
| 問題52 | 738 |
| 問題53 | 732 |

#### 令和6年

|      |     |
|------|-----|
| 問題47 | 696 |
| 問題48 | 700 |
| 問題49 | 728 |
| 問題50 | 748 |
| 問題51 | 740 |

#### 令和7年

|      |     |
|------|-----|
| 問題47 | 702 |
| 問題48 | 704 |
| 問題49 | 724 |
| 問題50 | 730 |
| 問題51 | 712 |
| 問題52 | 742 |

**諸法令**

|             |     |
|-------------|-----|
| <b>令和6年</b> |     |
| 問題52        | 754 |
| 問題53        | 760 |
| <b>令和7年</b> |     |
| 問題53        | 756 |
| 問題54        | 758 |

**情報通信**

|             |     |
|-------------|-----|
| <b>令和3年</b> |     |
| 問題55        | 780 |
| 問題56        | 772 |
| <b>令和4年</b> |     |
| 問題55        | 776 |
| 問題56        | 764 |
| <b>令和5年</b> |     |
| 問題54        | 774 |
| 問題55        | 766 |
| 問題56        | 782 |
| <b>令和6年</b> |     |
| 問題54        | 768 |
| 問題55        | 786 |
| 問題56        | 770 |
| <b>令和7年</b> |     |
| 問題55        | 778 |

**個人情報保護**

|             |     |
|-------------|-----|
| <b>令和3年</b> |     |
| 問題57        | 796 |
| <b>令和4年</b> |     |
| 問題57        | 788 |
| <b>令和5年</b> |     |
| 問題57        | 792 |
| <b>令和6年</b> |     |
| 問題57        | 794 |
| <b>令和7年</b> |     |
| 問題56        | 784 |
| 問題57        | 790 |

## 文章理解

### 令和3年

問題58 804

問題59 820

問題60 806

### 令和4年

問題58 800

問題59 808

問題60 822

### 令和5年

問題58 810

問題59 824

問題60 812

### 令和6年

問題58 826

問題59 802

問題60 814

### 令和7年

問題58 828

問題59 816

問題60 818

【法改正（正誤）情報について】

本書に関する法改正等受験上の有益情報，誤植の訂正その他追加情報は、東京法経学院ホームページ「オンラインショップ」内の「法改正（正誤）情報」（下記URL）をご参照ください。

◆URL <https://www.thg.co.jp/support/book/>

【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は，書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお，その際にはご質問される方のお名前，ご住所，ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等），FAX番号を必ず明記してください。

また，お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

◆郵 送 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F  
東京法経学院「2026年版 行政書士過去問マスター DX」編集係宛

◆FAX 03-3266-8018

2026年版 行政書士過去問マスター DX デラックス

---

2016年5月3日 初版発行

2026年5月18日 2026年版発行

編 者 東京法経学院 編集部

発 行 者 立 石 寿 純

発 行 所 東 京 法 経 学 院

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22  
ナカバビル1F

電 話 (03)6228-1164 (代表)

F A X (03)3266-8018 (営業)

版 権 所 有

不 許 複 製

郵便振替口座 00120-6-22176

---

乱丁・落丁の場合はお取り替え致します。